

# 新型コロナウイルス感染症に関する保証制度・相談窓口について

令和2年3月27日

当協会では、新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けている都内中小企業・小規模企業者及び組合の皆さまからの資金繰りに関するご相談をお受けしています。以下に、新型コロナウイルス感染症に関する保証制度及び相談窓口についての情報をとりまとめて掲載いたします。

## 新型コロナウイルス感染症に対応する保証制度一覧（令和2年3月27日現在）

### ①東京都制度融資

**新型コロナウイルス感染症対応緊急融資（略称：感染症対応）、借換（略称：感染症借換）**

融資限度額は各々2億8,000万円。信用保証料は東京都が全額補助（一部2/3補助の場合あり）。

「感染症対応」は幅広い資金使途で長期の利用が可能。「感染症借換」は原則として既往の保証付融資の全てが借換可能。詳細はこちらから↓

[https://www.cgc-tokyo.or.jp/leaflet/cgc\\_shingatakoronakinkyuyushi\\_leaf\\_2020-3.pdf](https://www.cgc-tokyo.or.jp/leaflet/cgc_shingatakoronakinkyuyushi_leaf_2020-3.pdf)

### ②東京都制度融資

**経営支援融資 危機対応型（略称：危機対応）**

融資限度額は2億8,000万円。信用保証料は東京都が全額補助。危機関連保証に関する区市町村長の認定が必要。制度概要は東京都産業労働局ホームページ内「制度融資一覧」（以下URL）よりご確認ください。

<http://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.jp/chushou/kinyu/yuushi/yuushi/list/>

### ③全国統一制度

**危機関連保証制度（略称：危機関連）**

融資限度額は2億8,000万円。危機関連保証に関する区市町村長の認定が必要。

詳細はこちらから↓

[https://www.cgc-tokyo.or.jp/institution/cgc\\_kyokaiseido2019.4.pdf](https://www.cgc-tokyo.or.jp/institution/cgc_kyokaiseido2019.4.pdf)

この4制度の概要、セーフティネット保証及び危機関連保証の取扱いについては以下をご覧ください。

【新型コロナウイルス感染症に対応する保証制度一覧】

	都制度「 <b>感染症対応</b> 」	都制度「 <b>感染症借換</b> 」	都制度「 <b>危機対応</b> 」	全国制度「 <b>危機関連</b> 」																																																	
対象となる方	「感染症対応」は以下の①、「感染症借換」は以下の①②を満たす方 ①新型コロナウイルス感染症により事業活動に影響を受けており、かつ「最近3か月間の売上実績」又は「今後3か月間の売上見込」が令和元年12月以前の直近同期と比較して5%以上減少している。 ②保証付融資の利用があり、事業計画を策定し、経営改善等に取り組んでいる。  ※セーフティネット保証を利用する場合は認定書が必要です。		危機関連保証に関する区市町村の認定を受けた方																																																		
融資限度額	2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	2億8,000万円 (組合4億8,000万円) ただし既往残+諸費用の範囲内	2億8,000万円 (組合4億8,000万円)	2億8,000万円 (組合4億8,000万円)																																																	
融資期間	運転10年(据置期間2年以内) 設備15年(据置期間3年以内)	運転10年(据置期間2年以内)	運転・設備10年(据置期間2年以内)	運転・設備10年(据置期間2年以内)																																																	
融資金利	<table border="1"> <tr><th>【固定】</th><th>責任共有</th><th>共有対象外</th></tr> <tr><td>～3年</td><td>1.7%内</td><td>1.5%内</td></tr> <tr><td>～5年</td><td>1.8%内</td><td>1.6%内</td></tr> <tr><td>～7年</td><td>2.0%内</td><td>1.8%内</td></tr> <tr><td>～10年</td><td>2.2%内</td><td>2.0%内</td></tr> <tr><td>10年超</td><td>2.4%内</td><td>2.2%内</td></tr> </table>	【固定】	責任共有	共有対象外	～3年	1.7%内	1.5%内	～5年	1.8%内	1.6%内	～7年	2.0%内	1.8%内	～10年	2.2%内	2.0%内	10年超	2.4%内	2.2%内	<table border="1"> <tr><th>【固定】</th><th>責任共有</th><th>共有対象外</th></tr> <tr><td>～3年</td><td>1.7%内</td><td>1.5%内</td></tr> <tr><td>～5年</td><td>1.8%内</td><td>1.6%内</td></tr> <tr><td>～7年</td><td>2.0%内</td><td>1.8%内</td></tr> <tr><td>～10年</td><td>2.2%内</td><td>2.0%内</td></tr> </table>	【固定】	責任共有	共有対象外	～3年	1.7%内	1.5%内	～5年	1.8%内	1.6%内	～7年	2.0%内	1.8%内	～10年	2.2%内	2.0%内	<table border="1"> <tr><th>【固定】</th><th>責任共有</th><th>共有対象外</th></tr> <tr><td>～3年</td><td>--</td><td>1.5%内</td></tr> <tr><td>～5年</td><td>--</td><td>1.6%内</td></tr> <tr><td>～7年</td><td>--</td><td>1.8%内</td></tr> <tr><td>～10年</td><td>--</td><td>2.0%内</td></tr> </table>	【固定】	責任共有	共有対象外	～3年	--	1.5%内	～5年	--	1.6%内	～7年	--	1.8%内	～10年	--	2.0%内	金融機関所定利率	
【固定】	責任共有	共有対象外																																																			
～3年	1.7%内	1.5%内																																																			
～5年	1.8%内	1.6%内																																																			
～7年	2.0%内	1.8%内																																																			
～10年	2.2%内	2.0%内																																																			
10年超	2.4%内	2.2%内																																																			
【固定】	責任共有	共有対象外																																																			
～3年	1.7%内	1.5%内																																																			
～5年	1.8%内	1.6%内																																																			
～7年	2.0%内	1.8%内																																																			
～10年	2.2%内	2.0%内																																																			
【固定】	責任共有	共有対象外																																																			
～3年	--	1.5%内																																																			
～5年	--	1.6%内																																																			
～7年	--	1.8%内																																																			
～10年	--	2.0%内																																																			
東京都による保証料補助	全額補助		全額補助																																																		
借換の対象	都・区市町村制度又は 令和2年1月以降保証の「環境変化」		都・区市町村制度																																																		
保険限度	セーフティネット保証利用の場合、一般保証と別枠で2億8,000万円(組合4億8,000万円)の利用可。		危機関連保証は一般保証と別枠で、2億8,000万円(組合4億8,000万円)の利用可。ただし、災害関係保証(東日本大震災に係るものに限る。)、東日本大震災復興緊急保証及びセーフティネット保証と合算して、5億6,000万円(組合9億6,000万円)の範囲内。																																																		
一般保証	利用可	利用可	利用不可	利用不可																																																	
セーフティネット保証	利用可	利用可	利用不可	利用不可																																																	
危機関連保証	利用不可	利用不可	利用可	利用可																																																	

\*セーフティネット保証について

経営の安定に支障が生じている中小企業者を一般保証とは別枠の信用保証の対象とする資金繰り支援制度です。ご利用には本店等所在地の区市町村の認定取得が必要です。

セーフティネット保証 4号 (責任共有対象外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>幅広い業種で影響が生じている地域を対象とします。</li> <li>売上高が前年同月比▲20%以上減少等の場合に利用可。</li> </ul>
セーフティネット保証 5号 (責任共有対象)	<ul style="list-style-type: none"> <li>特に重大な影響が生じている業種を対象とします。</li> <li>売上高が前年同月比▲5%以上減少等の場合に利用可。</li> </ul>

※業歴3か月以上の事業者等については認定基準の運用を緩和しています。

\*危機関連保証について

全国の中小企業に著しい信用の収縮が生じていると認められる場合に発動される、実際に売上高等が減少している中小企業への支援制度です。ご利用には区市町村の認定取得が必要です。

危機関連保証 (責任共有対象外)	<ul style="list-style-type: none"> <li>売上高が前年同月比▲15%以上する減少する場合に利用可。</li> </ul>
---------------------	--

※業歴3か月以上の事業者等については認定基準の運用を緩和しています。

【セーフティネット保証及び危機関連保証のご利用の流れ】

- ①対象となる方は本店等(個人事業者の場合は主たる事業所)所在地の区市町村に認定申請を行います。
- ②①で発行された認定書を添付のうえ、保証付融資の申込を行います。

※ご利用には金融機関及び信用保証協会による審査があります。

各制度の取扱いの詳細については、当協会各支店の相談窓口までお問い合わせさせていただきますようお願いいたします。また、経済産業省ホームページに掲載されている[支援策パンフレット「新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者の皆様へ」](#)もご参照ください。

以下、新型コロナウイルス感染症にかかる相談窓口についてお知らせします。

### ○平日の相談窓口について（営業時間 9:00~18:00）

平日におけるご相談・お問い合わせは、以下の事業所にてお受けしています。

事業所	担当地域	電話番号
八重洲支店（本店内）	千代田・中央・港・島しょ	03-3272-3151
池袋支店	豊島・板橋・練馬	03-3987-5445
五反田支店	品川・目黒	03-5447-8250
錦糸町支店	墨田・江東・江戸川	03-5608-2011
新宿支店	新宿・中野・杉並	03-3344-2251
千住支店	足立・荒川	03-3888-7231
上野支店	台東・文京・北	03-3847-3171
渋谷支店	渋谷・世田谷	03-5468-0135
葛飾支店	葛飾	03-5680-0801
大田支店	大田	03-5710-3610
立川支店	八王子支店担当以外の多摩地区	042-525-6621
八王子支店	八王子市・町田市・日野市・多摩市・稲城市	042-646-2511

(注)担当地域は、法人の本店登記・個人の住民登録のある区市町村によります。

本店（個人では自宅）が都外にある場合は、主たる営業所の所在地によります。

※各事業所の詳しい所在につきましては当協会ホームページ内の[「事業所一覧」](#)をご参照ください。

### ○休日電話相談窓口について（営業時間 9:00~17:00）

休日におけるご相談・お問い合わせは、都内全ての地域のお客さまにつきまして以下の電話番号にてお受けしています。

相談日：3月28日（土）、29日（日）

電話番号：03-3272-3002

### ○休日相談窓口について（営業時間 9:00~17:00）

休日における経営相談につきましては以下の支店窓口にてお受けしています。

相談日：3月28日（土）

相談窓口：八重洲支店及び立川支店

以上